

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社アットリーフ 東京支社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：2020年4月1日～2021年3月31日)

※ 弊社はいわゆる一般的な労働者派遣事業者とは異なり、労働者派遣を主業務とする企業ではありません。業務案件により、契約内容、契約形態、機密保持案件、お客様先での直接の指揮下において、弊社の正社員・無期雇用労働者を派遣する、労働者派遣事業をおこなっています。

記

1	2021年6月1日付け派遣労働者数	9人
2	2020年4月～2021年3月 派遣先事業所数(実数)	4件
3	2020年4月～2021年3月 労働者派遣に関する料金の平均額 (1日当たりの料金額 ※8時間全業務平均)	¥58,324
4	2020年4月～2021年3月 派遣労働者の賃金の額の平均額 (1日当たりの賃金額 ※8時間全業務平均)	¥24,435
5	2020年4月～2021年3月 マージン率平均	58.1%

※マージン率に含まれるもの：
 会社負担社会保険料(健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険)
 人件費(販管費)
 運営諸経費(オフィス賃貸料等)
 研修・教育費・福利厚生費

6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項 <訓練内容>

訓練種別	対象者	訓練方法	費用負担	賃金支給
ビジネスマナー研修	雇入時・派遣前	OFF-JT	無償	有給
情報セキュリティ研修	雇入時・派遣中	OFF-JT	無償	有給
個人情報保護法基礎研修	雇入時・派遣中	OFF-JT	無償	有給
業務スキルアップ研修	雇入時・派遣中	OFF-JT	無償	有給
マネジメント研修	入社4年目以降	OFF-JT	無償	有給

キャリア・コンサルティングの相談窓口及び連絡先

相談窓口：東京支社長 篠津 和夫

TEL 東京支社 03-5826-4546

労働者派遣法に基づく情報公開

株式会社アットリーフ 東京支社

- 7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項
健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険に加入（雇用条件によっては加入できない場合あり）
有給休暇・季節休暇・産前産後休暇・育児休暇・介護休業・労災、傷病など各種制度の利用可能
通勤手当支給あり
資格取得支援
定期健康診断受診
- 8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定の締結の有無
[労使協定を締結している]
協定労働者の範囲 : 全ての派遣労働者が対象
協定書の有効期間 : 2021年4月1日 ~ 2022年3月31日

[事業所名 株式会社アットリーフ
許可番号 派 37 - 300254]